

別紙

諮問第1555号

答 申

1 審査会の結論

「活動記録表」外15件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇警察署・地域課・地域第〇係が、令和〇年〇月〇日（〇曜日）に実施した警察活動の内容がわかるもの。概要を記録した『業務日報』のようなものは存在すると思いますので、『東京都情報公開条例』第7条2に抵触しない範囲で開示してください。（各交番及びパトカーの活動記録表）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年8月18日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年5月28日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和4年1月14日に理由説明書を收受し、審査請求人から同月26日に意見書を、同月28日に追加の意見書をそれぞれ收受し、同月24日（第197回第三部会）及び同年2月21日（第198回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書

及び追加の意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 活動記録表に関する定めについて

警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号）25条では、警察署長は、活動単位ごとに、当務日の活動状況を地域警察官に記載させておかなければならない旨、定めており、さらに、警視庁警察署地域警察運営規程の運用について（平成13年12月26日通達甲（地．総．企）第8号。以下「通達」という。）第3、19（1）において、交番その他の派出所、地区交番、駐在所及び警ら用無線自動車勤務の警察官等は、それぞれ活動記録表により、活動状況を記録するものとする旨、定めている。

また、通達第3、13（2）ウでは、「特別勤務」とは、警ら及び巡回連絡以外の所外活動で、被害臨場、交通事故取扱い、保護救護等に従事する場合をいう旨、定めている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象公文書は、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（1）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（2）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（3）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（4）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（5）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（6）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（7）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（8）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（9）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（10）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（11）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（12）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（13）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（14）〇〇のもの）」、「活動記録表（令和〇年〇月〇日（15）〇〇のもの）」及び「活動記録表（令和〇年〇月〇日（16）〇〇のもの）」（以下併せて「本件各対象公文書」という。）である。

これら本件各対象公文書は、令和〇年〇月〇日における警視庁〇〇警察署の交

番、駐在所及び警ら用無線自動車（以下「交番等」という。）の活動記録表である。

実施機関は、本件各対象公文書に記載された情報のうち、「警察職員の氏名及び印影」（以下「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号及び4号に該当し、「『特別勤務及び勤務変更』欄のうち特別勤務に係る部分（警察職員の氏名を除く。）」（以下「本件非開示情報2」という。）は同条2号、4号及び6号に該当し、「その他の非開示とした部分」（以下「本件非開示情報3」という。）は同条4号及び6号に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1、2及び3の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1について、管理職以外の警察職員の氏名及び印影であって、当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、いずれの職員も慣行として氏名が公表されている管理職職員でないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない旨、説明する。

また、実施機関は、本件非開示情報1を開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号にも該当する旨、説明する。

審査会が本件非開示情報1を見分したところ、当該情報は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、実施機関では、管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていなかったことであるから、本件非開示情報1は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び3の非開示妥当性について

a 本件非開示情報2の条例7条2号該当性について

実施機関は、本件非開示情報2について、本件各対象公文書のうち、交番等における特別勤務に係る部分であって、110番通報等による現場への臨場に関する情報や、その他地域警察官の各種事案の取扱い等に関する情報が記載されており、当該情報は、各種地域警察活動において取扱いを受けた者等の個人に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があり、又は特定の個人が識別されないまでも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない旨、説明する。

審査会が、本件非開示情報2を見分したところ、当該情報は、交番等で勤務している警察職員が行った活動のうち、特別勤務に係る部分であり、そこには、具体的な事案名、日時、場所等の当該警察職員の活動において取扱いを受けた当事者等に関する情報が記載されていた。

条例5条では、「何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。」と定められていることから、様々な立場の者が様々な目的で開示請求をする可能性があることが認められる。

これらを踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報2には、交番等に勤務する警察職員が取り扱った特定の事案の日時、場所、事案名等の情報が記載されているため、当該事案の目撃者、関係者等であれば、当該情報を自らが知り得た情報と照合することにより特定の個人を識別できる可能性があると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

b 本件非開示情報 2 及び 3 の条例 7 条 4 号該当性について

実施機関は、本件非開示情報 2 及び 3 について、交番等に勤務する地域警察官の具体的人数や勤務内容等が記載されており、公にすることにより、地域警察官の地域警察活動における勤務体制及び各種活動の詳細な情報が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等から警察の捜査、取締り等への対抗措置を執られ不法行為が容易になるなど、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例 7 条 4 号に該当する旨、説明する。

なお、実施機関は、本件非開示情報 2 及び 3 について、公にすることにより、地域警察活動における勤務体制及び各種活動の詳細な情報が明らかとなり、地域警察業務を妨害しようとして企図する者等が、これらの情報を踏まえた妨害行為を行うなどし、その結果、交番等における各種事件事故の処理、各種届出の受理、重要突発事案及び緊急事態への対応等、効果的な地域警察の運営及び活動が阻害され、地域警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号にも該当する旨、説明する。

審査会が、本件非開示情報 2 及び 3 を見分したところ、当該情報には、交番等の活動重点、活動人員、活動時間、具体的な各勤務員の活動状況等が記載されており、これらの情報を明らかにすることになると、特定の交番等の勤務体制、具体的な活動内容等が明らかとなるものと認められた。

これらのことを踏まえ、審査会が検討したところ、本件非開示情報 2 及び 3 を公にすることになると、犯罪を企図する者等から、当該情報に基づき警察の捜査、取締り等への対抗措置を執られ、不法行為が容易になるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯することができる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 は、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、当該情報はいずれも条例 7 条 4 号に該当する。

以上により、本件非開示情報 2 は条例 7 条 2 号及び 4 号に該当し、本件非開示情報 3 は同条 4 号に該当することから、いずれも同条 6 号該当性を判断する

までもなく、非開示が妥当である。

エ その他審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件開示請求に係る開示請求書には、「警察活動の内容がわかるもの」と記載しているため、本件各対象公文書に記載されている「警察活動の内容」が非開示情報として区分して除かれた時点で、条例8条で定める開示請求の趣旨が損なわれることになる旨、主張している。

なお、審査請求人は、本件一部開示決定について、開示請求者が本当に知りたいと思っている部分は全て黒塗りになっており、これは実質的に非開示決定と同じであり、情報としての価値がない項目や意味のない項目をほんの数箇所だけ残した文書を一部開示と称し、開示請求者から手数料を徴することは、請求者に大きな時間的、経済的不利益を与えることとなるため、本件一部開示決定を取り消し、非開示決定をするべきである旨、主張している。

(イ) 条例等の定め

条例7条本文では、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない旨、定めている。

また、条例8条1項では、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定しているところ、同項に定める「開示請求の趣旨が損なわれる」の趣旨については、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）第8条関係第1、3において、「開示請求に係る公文書から非開示情報に係る部分を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報が公表情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。」と、規定している。

(ウ) 審査会の検討

審査会が、本件各対象公文書を改めて見分したところ、交番等で使用される装備品等の名称及びその数量の一部、公弁費欄の金額等の情報が開示されており、これらの情報のうち、装備品の数量及び公弁費欄の金額については、交番等及び係によって異なる記載がされているものがあることが確認された。

以上のことを踏まえ、審査会が検討したところ、本件一部開示決定において開示されたこれらの情報については、審査請求人が主張するような、情報としての価値及び意味がないものであるとは認められず、また、条例8条1項で定める「開示請求の趣旨が損なわれる」情報であるとも認められない。

したがって、実施機関が、当該情報について、条例に定められている非開示情報に該当しないと判断し、開示とした本件一部開示決定は妥当であると認められることから、前記(ア)の審査請求人の主張は、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書、意見書及び追加の意見書において、その他種々の主張をしているが、これらのいずれについても審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明